

計画書制度における温室効果ガス排出抑制計画書等の提出状況について

1 温室効果ガス排出抑制計画書（平成26年度分）

- 計画書制度3年目となる平成26年度は、143事業者から温室効果ガス排出抑制計画書の提出があり、このうち、計画書の提出が義務づけられている特定事業者は142事業者で、任意に計画書を提出した一般事業者は1事業者となっている。
- 温室効果ガス排出量の抑制目標は、総排出量のみの目標を設定したのが59事業者で、総排出量に加え原単位排出量の目標を設定したのが84事業者となっている。

表1 温室効果ガス排出抑制計画の内訳

区 分	平成25年度	平成26年度		
	事業者数	事業者数	温室効果ガス排出に関する抑制目標	
			総排出量のみの	総排出量＋原単位排出量
特定事業者（提出義務あり）	140	142	59	83
原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上の事業者	135	137	55	82
自動車運送事業者	5	5	4	1
一般事業者（任意に提出）	2	1	-	1
計	142	143	59	84

※ 一般事業者の事業者数、温室効果ガス排出抑制の目標などは、当初計画の変更に伴い、条例第9条第4項の規定により提出された変更後の計画書の内容を反映。

表2 温室効果ガス排出抑制計画の計画期間

区 分	事業者数	1年	2年	3年	4年	5年
特定事業者（提出義務あり）	142	4	4	38	7	89
原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上の事業者	137	4	4	36	7	86
自動車運送事業者	5	-	-	2	-	3
一般事業者（任意に提出）	1	-	-	1	-	-
計	143	4	4	39	7	89

2 平成26年度で計画期間が終了した事業者の目標達成状況

- 平成26年度で計画期間が終了したのは35事業者で、電力に係る二酸化炭素排出係数が前年度より高くなったこと（H24年度：0.547kg-CO₂/kWh→H25年度：0.600kg-CO₂/kWh→H26年度：0.591kg-CO₂/kWh）などの理由により、23事業者は自ら設定した総排出量の抑制目標を達成できなかった。

3 温室効果ガスの排出の抑制を図るための取組

- 計画書を提出した143事業者が、平成26年度に実施した温室効果ガスの排出の抑制を図るための取組において、最も多く実施したのは「照明設備のLED等の高効率照明への変更」となっており、次に「空気空調設備（冷暖房設備）の運転管理の徹底」、「間引き点灯などによる照明設備の管理の徹底」、「空気調整設備（冷暖房設備）の高効率設備への変更」などとなっている。
- この他にも、エネルギー効率の高い機器等への更新、再生可能エネルギーの導入などの取組が実施されている。

表3 温室効果ガスの排出の抑制を図るための主な取組内容

(延べ件数)

区 分	照明設備の高効率照明(LED等)への変更	空気空調設備(冷暖房設備)の運転管理の徹底	間引き点灯などによる照明設備の管理の徹底	空気調整設備(冷暖房設備)の高効率設備への変更	動力機器(ポンプ、ブロワー等)の交換等による改善	低燃費車の導入・運転者教育・エコドライブの推進
特定事業者 (提出義務あり)	60	40	31	19	7	6
原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上の事業者	60	40	31	19	7	2
自動車運送事業者	—	—	—	—	—	4
一般事業者 (任意に提出)	1	—	—	—	—	—
計	61	40	31	19	7	6

<参 考>

計画書提出事業者の温室効果ガス排出量

区 分	事業者数	温室効果ガス排出量				<参考>	
		基準年度 (t-CO2)	平成 26 年度 (t-CO2)	基準 年度 比 (%)	目標年度 (t-CO2)	事業者数	平成 25 年度 (t-CO2)
特定事業者	142	3,479,509	3,648,942	104.9	3,414,643	140	3,802,118
原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の事業者	137	3,437,177	3,609,706	105.0	3,373,718	135	3,761,574
自動車運送事業者	5	42,332	39,236	96.7	40,925	5	40,544
一般事業者	1	421	585	139.0	376	2	578
計	143	3,479,930	3,649,527	104.9	3,415,019	142	3,802,696

- ※1 特定事業者の事業者数、温室効果ガス排出量などは、当初計画の変更に伴い、条例第 9 条第 4 項の規定より提出された変更後の計画書の内容を反映。
- ※2 基準年度とは、原則として提出年度の前年度（ただし前年度の排出量が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は前年度以外を基準年度することが可能）。
- ※3 目標年度とは、計画期間（提出年度を初年度に 5 カ年以内で各事業者が自ら設定）の最終年度。

4 温室効果ガス排出抑制計画書（平成 27 年度提出分）

- 特定事業者に該当する 39 事業者から計画書の提出があった。このうち 5 事業者が新規事業者であり、以前に提出された計画書の計画期間終了に伴い、新たな計画書の提出が 34 事業者となっている。

表 4 温室効果ガス排出抑制計画の内訳

区 分	事業者数	温室効果ガス排出に関する抑制目標	
		総排出量のみ	総排出量＋ 原単位排出量
特定事業者（原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の事業者）	39	18	21
新規事業者	5	4	1
計画期間終了に伴い新たな計画書を提出した事業者	34	14	20

- ※ 特定事業者に該当する自動車運送事業者 2 事業者を含む。一般事業者からの計画書の提出はなし。